



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年5月8日火曜日 第2366号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

地籍調査の成果の認証.....	406
土地改良区役員の就退任の届出(3件).....	406
開発行為に関する工事の完了.....	407
土地改良区役員の就退任の届出.....	407
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	408

### 公 告

徴税吏員証及び検税吏員証の無効公告.....	409
毒物劇物取扱者試験の実施.....	409
製菓衛生師試験の施行.....	409
調理師試験の実施.....	409

### 告 示

#### ○愛媛県告示第633号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年5月8日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
四国中央市	新瀬川10	平成22年度から平成23年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿
松前町	大字筒井・浜の一部	平成22年度から平成23年度まで	伊予郡松前町の地籍図及び地籍簿

#### 2 認証年月日

平成24年5月8日

#### ○愛媛県告示第634号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年5月8日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

#### 就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 所 道	松山市西長戸町乙1021番地
"	池 田 直 俊	松山市西長戸町817番地
"	井手内 正 史	松山市西長戸町110番地1
"	田 所 章 二	松山市西長戸町300番地
"	松 岡 英 樹	松山市西長戸町718番地

"	森 田 勇 治	松山市西長戸町489番地1
"	夏 井 正 寛	松山市西長戸町837番地1
"	渡 部 憲 雄	松山市西長戸町823番地
"	森 田 寿 雄	松山市船ヶ谷町210番地
監 事	渡 部 澄 雄	松山市西長戸町310番地
"	森 田 正 泰	松山市西長戸町865番地

#### 退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 所 道	松山市西長戸町乙1021番地
"	森 田 久 典	松山市西長戸町820番地
"	井手内 正 史	松山市西長戸町110番地1
"	田 所 章 二	松山市西長戸町300番地
"	松 岡 英 樹	松山市西長戸町718番地
"	夏 井 盈 雄	松山市西長戸町850番地1
"	森 田 時 寛	松山市西長戸町875番地
"	渡 部 憲 雄	松山市西長戸町823番地
"	森 田 真 平	松山市船ヶ谷町233番地
監 事	渡 部 澄 雄	松山市西長戸町310番地
"	森 田 正 泰	松山市西長戸町865番地

#### ○愛媛県告示第635号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東温市樋口土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年5月8日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

#### 就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 中 康 雄	東温市樋口1196番地3
"	河 内 哲 一	東温市樋口285番地1
"	渡 部 博	東温市樋口74番地2
"	和 田 忍 勝	東温市樋口236番地
"	渡 部 孝 弘	東温市樋口574番地
"	和 田 浩	東温市樋口612番地
"	水 田 弥 貴	東温市樋口845番地
"	和 田 祥 造	東温市樋口700番地4
"	和 田 陽 治	東温市樋口1255番地
"	岡 山 正 文	東温市樋口1142番地
監 事	森 本 明 徳	東温市樋口935番地
"	恒 岡 恒 重	東温市横河原1343番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 中 康 雄	東温市樋口1196番地 3
"	渡 辺 未 廣	東温市樋口203番地 1
"	加 藤 岑 生	東温市樋口229番地 1
"	河 内 哲 一	東温市樋口285番地 1
"	小 川 光 明	東温市樋口563番地
"	恒 岡 明 一	東温市樋口555番地
"	和 田 泰 紀	東温市樋口841番地
"	和 田 俊 一	東温市樋口763番地 4
"	和 田 陽 治	東温市樋口1255番地
"	大 西 守	東温市樋口1152番地
監 事	藤 田 耕 蔵	東温市樋口806番地
"	和 田 彰 三	東温市横河原1304番地 1

理 事	八 木 清 一	東温市則之内乙2263番地
"	大 野 功	東温市則之内乙1274番地 2
"	池 川 秀 敏	東温市則之内乙2575番地 2
"	黒 河 勝 典	東温市則之内乙2082番地 1
"	白 戸 利 彦	東温市則之内乙2607番地
"	神 野 耕	東温市則之内乙1263番地
"	白 戸 美 雄	東温市則之内乙1582番地
"	渡 部 明 仁	東温市則之内乙1526番地 2
監 事	白 戸 宏 一	東温市則之内乙2603番地
"	八 木 満	東温市則之内乙1589番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	八 木 清 一	東温市則之内乙2263番地
"	大 野 功	東温市則之内乙1274番地 2
"	池 川 秀 敏	東温市則之内乙2575番地 2
"	白 戸 利 彦	東温市則之内乙2607番地
"	黒 河 勝 典	東温市則之内乙2082番地 1
"	杉 原 収	東温市則之内乙1276番地
"	八 木 満	東温市則之内乙1589番地
"	八 木 和 年	東温市則之内乙1535番地
監 事	白 戸 宏 一	東温市則之内乙2603番地
"	白 戸 宏	東温市則之内乙1710番地

○愛媛県告示第636号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市保和土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5 月 8 日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
-------	-----	-----

○愛媛県告示第637号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 5 月 8 日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第2号 平成24年 4 月26日	伊予郡松前町大字恵久美字五反地734番 1、735番 2 及び734番 1 地先水路	松山市来住町603番地 9 三瓶不動産株式会社

○愛媛県告示第638号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南予用水利土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5 月 8 日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	萩 森 良 房	八幡浜市日土町 5 番耕地2478番地
"	中 村 文 彦	八幡浜市向灘1207番地
"	藤 井 万 一 郎	宇和島市柿原636番地
"	二 宮 通 弘	宇和島市宮下甲1031番地
"	毛 利 重 樹	八幡浜市保内町須川12097番地

"	白 石 勝 一	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地1027番地
"	大 星 政 人	西宇和郡伊方町川永田甲1071番地
"	池 田 六 郎	西宇和郡伊方町二見甲2100番地
"	井 上 善 一	西宇和郡伊方町大江51番地 1
"	山 下 茂	西宇和郡伊方町三崎1721番地
"	片 山 勇	西予市三瓶町朝立 2 番耕地157番地
"	上 甲 榮 洋	西予市明浜町俵津 3 番耕地38番地
"	毛 利 信 介	宇和島市吉田町立間 2 - 103 - 3 番地
"	脇 田 英 俊	宇和島市吉田町河内甲1414番地
"	大 城 一 郎	八幡浜市若山 1 番耕地44番地 1
"	石 橋 寛 久	宇和島市栄町港 2 - 4 - 14
"	大 上 昭	八幡浜市保内町宮内 5 番耕地221番地 3
"	三 好 幹 二	西予市宇和町山田2061番地
"	山 下 和 彦	西宇和郡伊方町湊浦1002番地20
"	桐 山 壽 男	西予市明浜町高山甲3560番地
"	赤 松 與 一	宇和島市吉田町法花津 8 番耕地230番地

〃	垣内 源一郎	西宇和郡伊方町松561番地 1
〃	三好 敏夫	西宇和郡伊方町大久1532番地 1
監事	松島 義幸	西予市明浜町宮野浦甲1475番地第 4
〃	阿部 道忠	西宇和郡伊方町大久1282番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	萩森 良房	八幡浜市日土町 5 番耕地2478番地
〃	中村 文彦	八幡浜市向灘1207番地
〃	藤井 万一郎	宇和島市柿原636番地
〃	二宮 通弘	宇和島市宮下甲1031番地
〃	毛利 重樹	八幡浜市保内町須川12097番地
〃	白石 勝一	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地1027番地
〃	大星 政人	西宇和郡伊方町川永田甲1071番地
〃	池田 六郎	西宇和郡伊方町二見甲2100番地
〃	井上 善一	西宇和郡伊方町大江51番地 1
〃	山下 茂	西宇和郡伊方町三崎1721番地
〃	片山 勇	西予市三瓶町朝立 2 番耕地157番地
〃	桐山 壽男	西予市明浜町高山甲3560番地
〃	毛利 信介	宇和島市吉田町立間 2 - 103 - 3 番地
〃	脇田 英俊	宇和島市吉田町河内甲1414番地
〃	大城 一郎	八幡浜市若山 1 番耕地44番地 1
〃	石橋 寛久	宇和島市栄町港 2 - 4 - 14
〃	二宮 通明	八幡浜市保内町喜木 3 番耕地224番地
〃	三好 幹二	西予市宇和町山田2061番地
〃	山下 和彦	西宇和郡伊方町湊浦1002番地20
〃	安藤 芳夫	西予市明浜町依津 3 番耕地353番地第 1
〃	赤松 與一	宇和島市吉田町法花津 8 番耕地230番地
〃	垣内 源一郎	西宇和郡伊方町松561番地 1
監事	上甲 榮洋	西予市明浜町依津 3 番耕地38番地
〃	阿部 道忠	西宇和郡伊方町大久1282番地

特定施設の能力	22.5m <sup>3</sup> /h	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後、30日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断続使用（最大5回/日）	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～13.0 最大 10.0～13.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 5.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.500 最大 3.000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1.6 最大 2.0	

備考 バッチャープラント洗浄水は、沈殿槽・中和装置へ投入後、濁水処理施設にて処理する。

○愛媛県告示第639号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び八幡浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 5 月 8 日

愛媛県八幡浜保健所長 武方 誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

西松・東急・四国通建共同企業体

千丈トンネル出張所

愛媛県八幡浜市郷 2 - 47 - 3

所長 中川 賢

2 事業場の名称及び所在地

国道197号 千丈トンネル建設工事

愛媛県八幡浜市郷 2 丁目地内

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第55号生コンクリートの製造業の用に供するバッチャープラント
------------	---

4 汚水等の処理施設に関する事項

設置年月日		
処理施設の種類の種類	沈殿槽、中和設備	濁水処理施設
処理施設の型式	沈殿槽、中和設備	スギジェット式シクナー
処理施設の構造	鋼板製	鋼板製
処理施設の主要寸法	縦2.000m 横3.000m 高さ2.000m	縦7.000m 横2.300m 高さ4.900m
処理施設の能力	10m <sup>3</sup> /h	90m <sup>3</sup> /h
汚水等の処理の方式	自然沈殿 + pH中和処理	凝集沈降 + pH中和処理
処理施設の使用時間間隔	連続	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし	なし

処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~13.0 最大 10.0~13.0	通常 10.0~11.0 最大 10.0~11.0	通常 10.0~11.0 最大 10.0~11.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 3.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 250 最大 300	通常 250 最大 300	通常 30 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1.6 最大 2.0	通常 1.6 最大 2.0	通常 194 最大 361	通常 194 最大 361
備考		汚水は濁水処理施設にて処理後放流(一部は再利用)		坑内湧水・雨水及びトンネル掘削使用水、沈殿層汚水の処理を行い、放流(一部は再利用)する。	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 3.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 194 最大 361	

公 告

○公 告

徴税吏員証及び検税吏員証の無効公告について

次の証票は、平成24年4月7日以降無効とする。

平成24年5月8日

愛媛県知事 中村時広

徴税吏員証

第588号

南予地方局八幡浜支局 担当係長 茂川卓司

平成24年4月1日交付

検税吏員証

第588号

南予地方局八幡浜支局 担当係長 茂川卓司

平成24年4月1日交付

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則(昭和26年愛媛県規則第26号)第4条第1項の規定により、平成24年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成24年5月8日

愛媛県知事 中村時広

- 試験の日時  
平成24年8月7日(火)13時30分
- 試験の場所  
松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁
- 受験願書の提出期間  
平成24年6月11日(月)から15日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先  
住所地为管轄する保健所(松山市の区域にあっては、中予保健所。以下同じ。)又は愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課。

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定による平成24年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

平成24年5月8日

愛媛県知事 中村時広

- 試験の日時  
平成24年7月19日(木)13時00分
- 試験の場所  
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間  
平成24年6月11日(月)から6月22日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先  
県内居住者については住所地为管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他  
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定によ

る平成24年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成24年 5 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

平成24年 8 月 6 日（月）13時30分

2 試験の場所

松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁

3 受験願書の提出期間

平成24年 6 月 18 日（月）から 6 月 29 日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。